

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	法令番号	平成14年法律第88号				
手続名	狩猟者登録の取消し	根拠条項	第64条				
処 分 基 準	<p>【狩猟者登録を取り消す基準】</p> <p>狩猟者登録を受けた者が、次のいずれかに該当する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">不正の手段により狩猟者登録又は変更登録を受けたとき</p> <p style="padding-left: 20px;">鳥獣保護法第58条各号のいずれかに該当することとなったとき</p> <p style="padding-left: 20px;">鳥獣保護法第61条第4項の規定による届出に虚偽があったとき</p> <p>【6月を超えない期間を定めて狩猟者登録の全部又は一部の効力を停止する基準】</p> <p style="padding-left: 20px;">鳥獣保護法第61条第4項の規定による届出をしなかったとき</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	目次	62